

令和 8 年 4 月 22 日
公益財団法人日本自転車競技連盟
BMX 部会

強化指定選手は、以下の基準を基に BMX 部会が候補者を選考し、選手強化委員会の承認を経て総合的に判断し最終決定する。

1 共通基準

- (1) 本連盟に登録された日本国籍を有する競技者。
- (2) 日本代表としてふさわしい言動・態度を備えている者。
- (3) 本連盟強化行動規範、強化方針と指示、事業への参加に従う事を承諾した者。

2 選考基準

(1) BMX フリースタイル・フラットランド 強化指定選手の選考(エリート男女)

下記基準のいずれかを満たす、当該年に 15 歳以上の競技者から選考する。

なお、下記基準は a から順に選出する。

- a：前年度世界選手権大会 表彰台獲得者
- b：前年度全日本選手権 優勝者各 1 名
- c：UCI WC シリーズ大会の成績を基に BMX 部会が推薦した最大 3 名
(上記 a, b 対象者を除く)

男子エリート：最大 6 名

女子エリート：最大 6 名

(2) その他

指定を辞退する競技者がいた場合、また、いかなる時点でも、前述の選考基準と同等の成績を有したと判断された競技者は BMX 部会が追加推薦する。

* 病気、怪我等の理由により、指定大会を欠場する旨を大会前に BMX 部会宛に申請した競技者については、前年度国内外大会の結果等により選考する場合がある。

3 選考除外および指定解除

以下の選手は強化指定を解除する。

- ・競技活動を辞めたと見なされる選手（練習不足で期待された競技力を維持出来ない場合を含む）
- ・アンチドーピング規定に従わない選手
- ・本連盟が主催および公認する大会に対し、欠場する旨を事前申請しなかった選手
- ・本連盟強化活動に対し理由なき不参加や連絡が無い等、強化指定選手として参加態度が不適格と見なされる選手
- ・本連盟強化の方針や指示に従わない等、チーム行動に対し不適格と見なされる選手
- ・強化指定選手、強化育成指定選手として不適格な言動・態度が認められる選手
- ・提出した誓約書の内容を遵守しない選手

- ・各事業における自己負担金を納入しない選手、または未納がある選手
- ・日本国の道路交通法に違反した選手(ノーブレーキ走行、ストリートライディングなど)

以上